

尼崎市創業安定化支援事業補助要綱取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、尼崎市創業安定化支援事業補助要綱(平成28年4月1日実施。以下「要綱」という。)第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 要綱第3条第2項第3号に規定する市税とは、次に定めるものとする。

- (1) 法人 法人市民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税
- (2) 個人 市民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税

(補助金の交付の申請)

第3条 要綱第6条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、初年度にあつては、次の各号に掲げる書類を、次年度以降にあつては、第1号及び第2号の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税を証明する書類

ア 尼崎市税の場合

市税に未納の税額がないことを証明する納税証明書(申請日前3カ月内に発行されたもの)

イ 尼崎市税以外の場合

市税に未納の税額がないことを証明する納税証明書(申請日前3カ月内に発行されたもの)又は次に掲げるもの。

(ア) 法人にあつては、法人市民税及び事業所税の納税証明書(申請日前1年間における納期到来分)並びに固定資産税及び軽自動車税の納税証明書(申請日の属する年度の前年度分)。

(イ) 個人にあつては、市民税、固定資産税、軽自動車税及び事業所税の納税証明書(申請日の属する年度の前年度分)。

(2) 直近期の決算書

ア 法人にあつては、貸借対照表・損益計算書

イ 個人にあつては、所得税申告決算書(貸借対照表・損益計算書を含む)等(写し)

(3) 代表者名や事業の内容等が確認できるもの

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書(申請日前3カ月内に発行されたもの)

イ 個人にあつては、税務署への開業届け出書又は県税、市税に係る開業申告書等(いずれも控えの写し)

(4) 賃貸借契約書(写し)

(5) 許認可証等(写し)(許認可等を必要とする業種の場合のみ)

(請求時提出資料)

第4条 要綱第8条の規定により補助金の請求をする者は、オフィス管理者が発行する賃料納入証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(決定変更申請)

第5条 要綱第9条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、変更事項にかかる証明書類(商業登記簿、定款、賃貸借契約書等)を添えて市長に提出しなければならない。

付 則

(実施日)

この要領は、平成28年4月1日から実施する。